

三原市農業委員会第7回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和6年7月25日(木) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	—	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

13番 田坂 友彦

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

20番	為清 敏治	21番	東 久喜	22番	宮崎 幸男
23番	池原 幸伸	24番	寶田 清隆	25番	—
26番	河本 吉重	27番	宮岡 恒輔	28番	—
29番	佐々木 昭和	30番	吉国 幹夫	31番	大崎 恒生
32番	貞元 義巳	33番	戸野 勉	34番	高下 義彦
35番	廉 賢治	36番	宮本 洋子	37番	松廣 真治
38番	向井 浩司				

欠席委員

25番 福竹 順二 28番 岡田 利文

3. 議事録署名人

6番 信藤 延夫 15番 山口 龍子

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主査 茂見 鉄平 農林水産課 主任 児玉 由希

5. 審議事項

第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第38号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第40号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第41号議案 非農地証明申請について
第42号議案 農用地利用集積計画について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第7回総会は成立しております。なお、13番 田坂委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、6番 信藤委員、15番 山口

委員を指名します。

議 長 それでは、申請に基づく議題に入ります。
議事日程は、日程第1を第37号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第42号議案を先に審議します。議案書をご覧ください。

議 長 日程第6 第42号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。
第42号議案に係る、資料42の第1番から第50番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書9ページをご覧ください。第42号議案農用地利用集積計画について説明します。
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により決定を求めます。
今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
三原地域から件数6件、筆数10筆、面積27,403㎡、久井地域から件数7件、筆数17筆、面積27,806㎡、大和地域から件数7件、筆数23筆、面積35,427㎡が提出されています。
なお、利用権を設定する農用地については、資料42の2ページに記載しています。
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。
以上で全体説明を終わります。

議 長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料42の第28番から第50番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。
・・・委員退席・・・

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第28番から第50番については、大和地域から件数7件、筆数23筆、面積35,427㎡を、農事組合法人〇〇が受けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。
・・・委員入室・・・

議 長 続いて、資料42の第1番から第27番を審議します。
担当者の説明を求めます。

- 事務局 それでは資料 42、第 1 番から第 27 番については、三原地域から件数 6 件、筆数 10 筆、面積 27,403 m²、久井地域から件数 7 件、筆数 17 筆、面積 27,806 m²を、農地中間管理機構を通じて農地の受け手に貸し付けるものです。
以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・ ・ ・ 挙手なし ・ ・ ・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、第 42 号議案について、第 1 番から第 50 番は、全て原案のとおり承認決定されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。
- 議 長 次に、日程第 1 第 37 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 52 件から第 60 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 1 ページをご覧ください。
第 37 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。
第 52 件は、〇〇から福山市の〇〇が、木原 3 丁目〇〇 地目：畑 368 m²について、住宅とともに譲り受け、耕作するものです。
第 53 件は、〇〇から須波西 2 丁目の〇〇が、須波西 2 丁目〇〇 地目：畑 323 m²について、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 54 件は、〇〇から須波西 1 丁目の〇〇が、須波西 2 丁目〇〇 地目：畑 128 m²について、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 55 件は、〇〇から幸崎能地 3 丁目の〇〇が、幸崎能地 3 丁目〇〇 地目：田 72 m²を、居住地に近く、耕作に便利のため譲り受けるものです。
第 56 件は、〇〇から鷺浦町の〇〇が、鷺浦町須波〇〇 地目：畑 993 m²を、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 57 件は、〇〇から本郷北 2 丁目の〇〇が、本郷北 3 丁目〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 1,084 m²を、所有する農地に隣接しており、譲り受けて耕作するものです。
第 58 件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：畑 95 m²を、隣地を所有しており、譲り受けて耕作するものです。
第 59 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町萩原〇〇 地目：田 1,084 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 60 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町大具〇〇 地目：畑 300 m²を、既存の農業用倉庫と合わせて譲り受けるものです筆 地目：田 合計 790 m²について、隣接地を所有しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。
以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。
農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。
- ・ ・ ・ 「なし」 の声あり ・ ・ ・
- 議 長 補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・ ・ ・ 「質疑なし」 の声あり ・ ・ ・

- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第52件から第60件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手多数であります。
よって、農地法第3条の規定による許可申請、第52件から第60件は、全て原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第2 第38号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第8件を審議します。
- 議 長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書3ページをお開きください。第38号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
第8件は、〇〇が、大和町下徳良〇〇 地目:田 209㎡について、駐車場に転用するもので、内容は駐車場7区画です。
当該案件は、転用の許可を得ることなく、駐車場に転用していることから、始末書を求め提出されています。
申請地の農地区分は、第2種農地です。
許可基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第4条第6項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。
- ・・・「なし」の声あり・・・
- 議 長 補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第8件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第3 第39号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第90件から第104件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書4ページをご覧ください。第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
第90件は、〇〇から、〇〇が、木原3丁目〇〇 地目:畑 40㎡について、所有権の移転を受け、併用地の宅地2筆143.7㎡とともに宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟です。
当該案件は、転用の許可を得ることなく、宅地に転用していることから、始末書を求め提出されています。
第91件は、〇〇から、〇〇有限会社が、小坂町〇〇 外1筆 地目:田 合計752㎡について、所有権の移転を受け、車両置場に転用するもので、内容は、大型車両4台、普通車4台です。
第92件から第94件は、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。

第92件及び第93件は同一事業で、
第92件は、譲渡人〇〇、沼田東町末光〇〇 外3筆 地目:田 合計811㎡について、
第93件は、譲渡人〇〇、沼田東町末光〇〇 地目:田 481㎡について、合計1,292㎡に太陽光パネル138枚4棟を設置するものです。

第94件は、譲渡人〇〇、沼田西町惣定〇〇 外2筆 地目:田 1,726㎡について、太陽光パネル168枚6棟を設置するものです。

なお、発電量は共に49.5kW規模です。

第95件は、〇〇から、〇〇が、幸崎能地5丁目〇〇 外1筆 地目:田 合計928㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は、駐車場20区画です。

第96件から第99件は、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、転用するものであるため、合わせて説明します。

第96件は、譲渡人〇〇外7名、鷺浦町向田野浦〇〇 外1筆 地目:畑 合計2,214㎡について、駐車場及び資材置場に転用するもので、内容は駐車場15区画、資材置場400㎡、現場事務所1棟です。

第97件は、譲渡人〇〇、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 585㎡について、

第98件は、譲渡人〇〇、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 123㎡について、

共にホテル敷地へ転用するもので、内容は共にホテル外構及び植栽です。

第99件は、譲渡人〇〇、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 1,716㎡について、資材置場に転用するもので、内容は、資材置場145㎡、倉庫2棟などです。

第100件は、〇〇から、〇〇合同会社が、本郷町船木〇〇 地目:田 861㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル162枚、4棟、発電量49.5kW規模です。

第101件は、〇〇から、〇〇合同会社が、本郷町船木〇〇 地目:田 960㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル176枚、4棟、発電量49.5kW規模です。

第102件は、〇〇から、〇〇が、本郷町南方〇〇 地目:畑 269.14㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

なお、当該案件は、当初、住宅建築のため、〇〇から、〇〇・〇〇へ使用貸借権を設定するとして農地法第5条の許可を受けておりましたが、〇〇を譲受人として、所有権を移転することとしたため、許可を取消し、改めて農地法第5条の許可申請を行うものです。

第103件は、〇〇から、〇〇が、本郷町南方〇〇 地目:田 460㎡について、使用貸借権を設定し、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場3区画です。

第104件は、〇〇から、〇〇が大和町上草井〇〇 地目:田 515㎡について、所有権の移転を受け、倉庫及び駐車場に転用するもので、内容は、倉庫2棟、駐車場4区画です。

各件の農地区分については、全て第2種農地です。

許可基準は、全て農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件は、いずれも前々回の第5回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和6年7月中に除外見込みです。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

議長 補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請、第90件から第104件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第4 第40号議案を上程します。

農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第3件から第4件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページをお開きください。第40号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。

第3件は、株式会社〇〇から申請のあった、太陽光発電施設への転用許可に係る履行延期申請です。

小坂町〇〇 ほか4筆 地目：田 合計4,448㎡について、当初、令和4年4月18日付けで転用許可を受けましたが、コロナ等の影響による部品納品の大幅な遅延等のため、当初の期間内に工事を完了できないことから、令和5年2月24日付けで令和6年9月30日まで履行延期を承認されたものです。

この度、部品納品の大幅な遅延等の影響が続き、他の発電施設を含め工事日程が大幅に遅れており、履行延期した期間内に工事を完了できないため、再度の履行延期承認申請を提出されたものです。

申請期間は、令和7年9月30日までです。

第4件は、株式会社〇〇から申請のあった、太陽光発電施設への転用許可に係る履行延期申請です。

本郷町上北方〇〇 ほか1筆 地目：田 合計3,615㎡について、当初、令和5年7月18日付けで転用許可を受けましたが、コロナ等の影響により世界的に機械部品が不足し、納品が大幅に遅れており、他の発電所の工事日程も遅延していることから、当初の期間内に工事を完了できないため、履行延期承認申請を提出されたものです。

申請期間は、令和7年9月30日までです。

農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第3件から第4件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第5 第41号議案を上程します。

非農地証明申請について、第19件から第21件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書8ページをご覧ください。第41号議案 非農地証明申請について説明します。

第19件は、〇〇から、幸崎能地5丁目〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計455㎡について、平成7年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。

第20件は、〇〇から、大和町下徳良〇〇 地目：畑 189㎡について、昭和50年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。

第21件は、〇〇から、大和町和木〇〇 地目：田 143㎡について、昭和55年8月に倉庫を建築しており、現況地目：宅地として申請されています。

申請地の農地区分は、全て第2種農地です。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

議 長 補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第19件から第21件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 9件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地転用(農業用施設)届出受理 1件
○取消願 2件

2 その他
○今後の日程
令和6年第8回定例総会 8月23日(金)14時

その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

議 長

閉会 午後2時47分

令和6年8月23日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上